

令和6年度宇検村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

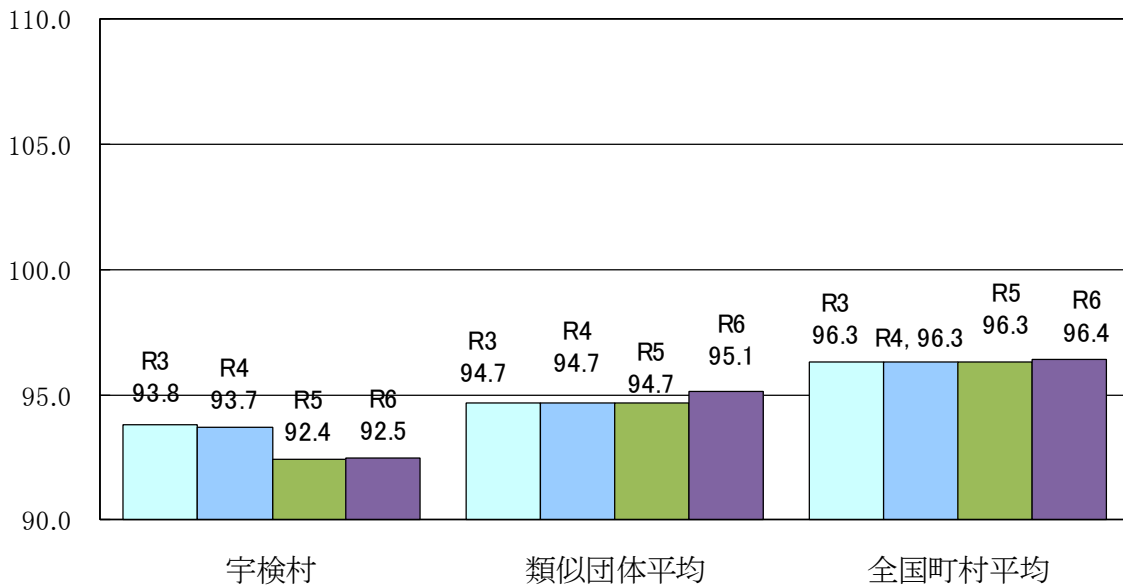
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 1,621	千円 3,397,634	千円 279,528	千円 666,572	% 19.6	% 18.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 59	千円 206,131	千円 18,934	千円 81,743	千円 306,808	千円 5,200	千円 5,419

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、5年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定率) %		
年度	円	円	円 ()	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

※ 本村は人事委員会を設置していないので、記載を省略。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定月数) 月		
年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員支給月額」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。

※ 本村は人事委員会を設置していないので、記載を省略。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表については、国と同じ内容で見直しを実施。
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置を実施。
他の給与表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当は支給していないため対象外。

③その他の見直し内容

地域手当を支給していないため未実施。

(6) 特記事項

特記事項なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇検村	44.5 歳	312,770 円	334,293 円	333,498 円
鹿児島県	43.3 歳	313,600 円	392,834 円	344,584 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.1 歳	297,580 円	342,090 円	324,423 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
宇検村	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
鹿児島県	57.0 歳	161 人	314,500 円	357,110 円	334,349 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	48.4 歳	2 人	259,042 円	285,699 円	271,998 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宇検村	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	宇 検 村	鹿児島県	国
一般行政職	大 学 卒 196,200 円	196,700 円	196,200 円
	高 校 卒 166,600 円	167,100 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒 — 円	174,200 円	—
	中 学 卒 — 円	155,700 円	—

(注) 宇検村の技能労務職は、採用年齢により初任給に幅を設けておりその平均である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均月額給与の状況（令和6年4月1日現在）

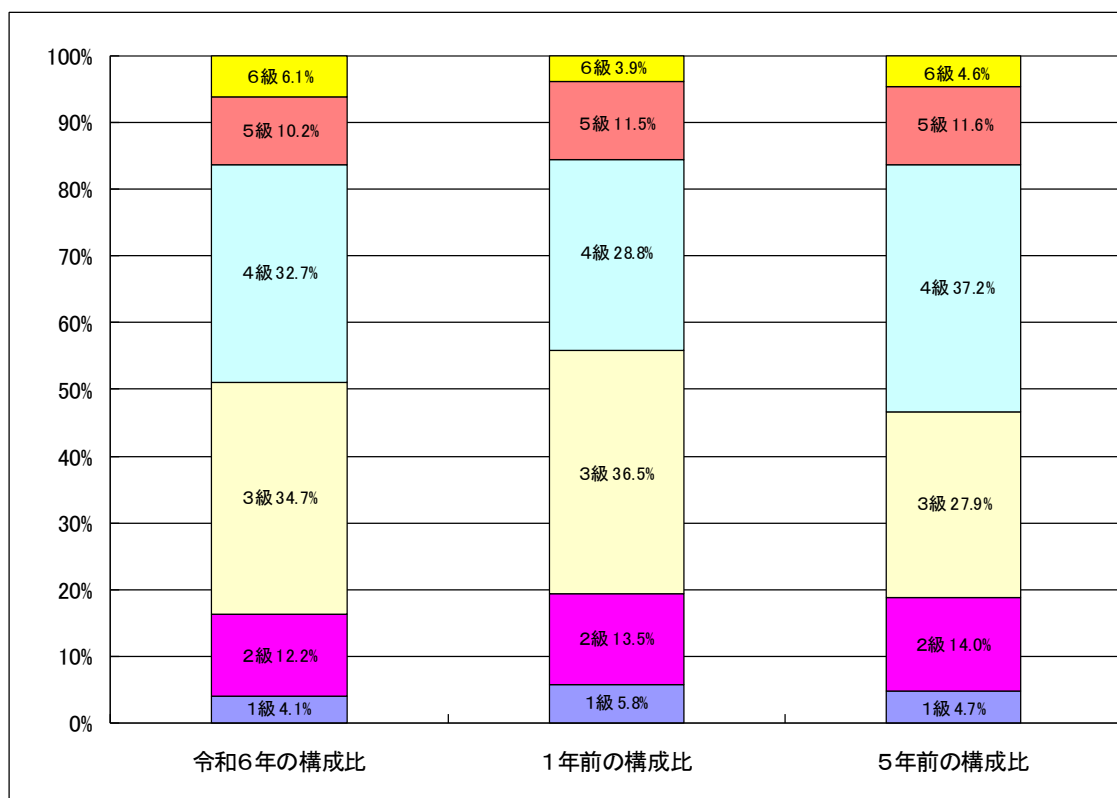
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒 262,620 円	314,600 円	— 円	379,475 円
	高 校 卒 256,200 円	— 円	— 円	375,700 円
技能労務職	高 校 卒 — 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒 — 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

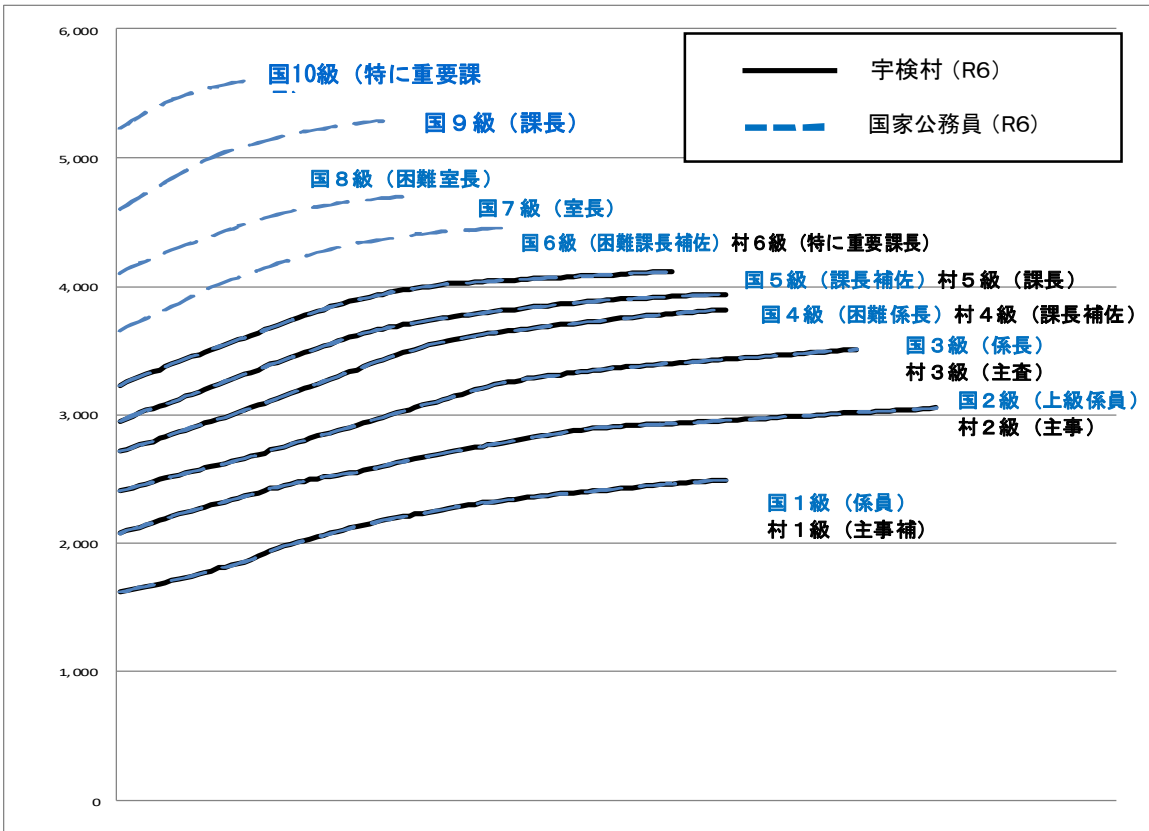
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師(2級に掲げる主事及び 技師を除く。)の職務	人 2	% 4.1	円 162,100	円 249,400
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主 事の職又は技師の職務	人 6	% 12.2	円 208,000	円 305,200
3 級	係長又は係長の職と同等の職で規則で定める職の 職務	人 17	% 34.7	円 240,900	円 351,000
4 級	課長補佐又は課長補佐の職又はこれらの職と同等の 職で規則で定める職の職務	人 16	% 32.7	円 271,600	円 382,000
5 級	課長(6級に掲げる課長を除く。)又はこれらの職と同 等の職で規則で定める職の職務	人 5	% 10.2	円 295,400	円 394,000
6 級	特に重要な業務を所掌する課長で規則で定める課 長の職務	人 3	% 6.1	円 323,100	円 411,300

- (注) 1 宇検村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位区分も適用		○		○	
標準に加え、上位の区分も適用					
標準に加え、下位の区分も適用					
標準の区分のみ適用(一律)			○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇 検 村	鹿 児 島 県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,420 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,695 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価活用状況（一般行政）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位区分も適用		○		○	
標準に加え、上位の区分も適用					
標準に加え、下位の区分も適用					
標準の区分のみ適用（一律）			○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

宇 検 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)	
(退職時特別昇給	無	)			
1人当たり平均支給額	9,274 千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)	1,327 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	1,327,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	1.69 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
宇検診療所医師手当	診療所医師	診療所勤務	月額884,000円
往診手当	診療所医師	診療所勤務	月額20,000円
学校医手当	診療所医師	診療所勤務	月額10,000円
嘱託医手当	診療所医師	診療所勤務	月額100,000円
指導主事手当	県教委から派遣された指導主事	指導主事業務	給料月額の29%
消防出動手当	宇検分駐所勤務職員	消防出動勤務	1回350円
救急出場手当	宇検分駐所勤務職員	救急出場勤務	救急救命士資格取得隊員:350円 救急隊員:250円

(5) 時間外手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 (5 年 度 決 算)	3,932 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (5 年 度 決 算)	67 千円
支 給 実 績 (4 年 度 決 算)	3,560 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (4 年 度 決 算)	60 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	○配偶者 10,000円 ○配偶者がいない場合 の1人目 10,000円 ○配偶者以外 6,500円 ○特定期間の加算 5,000円	同	—	9,481 千円	278,853 円
住居手当	【職員の居住する借家】 自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ○家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ○家賃23,000円を超え55,000円（家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 ○55,000円以上27,000円 【自宅】 手当なし	同	—	1,113 千円	139,125 円
通勤手当	【交通機関等の利用者】 通勤のために交通機関等の利用と運賃等の負担を常例とし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であれば運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額 【自動車等の使用】 通勤のために自動車等の使用を常例とし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ○2km以上5km未満 2,000円 ○5km以上10km未満 4,100円 ○10km以上15km未満 6,500円 ○15km以上20km未満 8,900円 ○20km以上25km未満 11,300円 ○25km以上30km未満 13,700円 ○30km以上35km未満 16,100円 ○35km以上40km未満 18,500円	同		1,505 千円	79,211 円

	○40km以上45km未満 20,900円 ○45km以上50km未満 21,800円 ○50km以上55km未満 22,700円 ○55km以上60km未満 23,600円 ○60km以上 24,500円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある課長・局長 10,000円	異	—	1,080 千円	120,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

給料	区分	給料	月額等	
			(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	市区町村長	761,000 円 (761,000 円)	814,000 円／	457,500 円
	副市区町村長	600,000 円 (600,000 円)	651,000 円／	440,000 円
報酬	議長	304,000 円 (円)	360,000 円／	140,000 円
	副議長	251,000 円 (円)	320,000 円／	115,000 円
	議員	228,000 円 (円)	300,000 円／	100,000 円
期末手当	市区町村長	(5年度支給割合)		
	副市区町村長	3.40 月分		
	議長	(5年度支給割合)		
	副議長 議員	3.40 月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式) 退職の日の給料月額に勤務期間1年につき 100分の500を乗じて得た額	(1期の手当額) 15,220,000 円	(支給時期) 任期毎
	副市区町村長	退職の日の給料月額に勤務期間1年につき 100分の280を乗じて得た額	6,720,000 円	任期毎
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

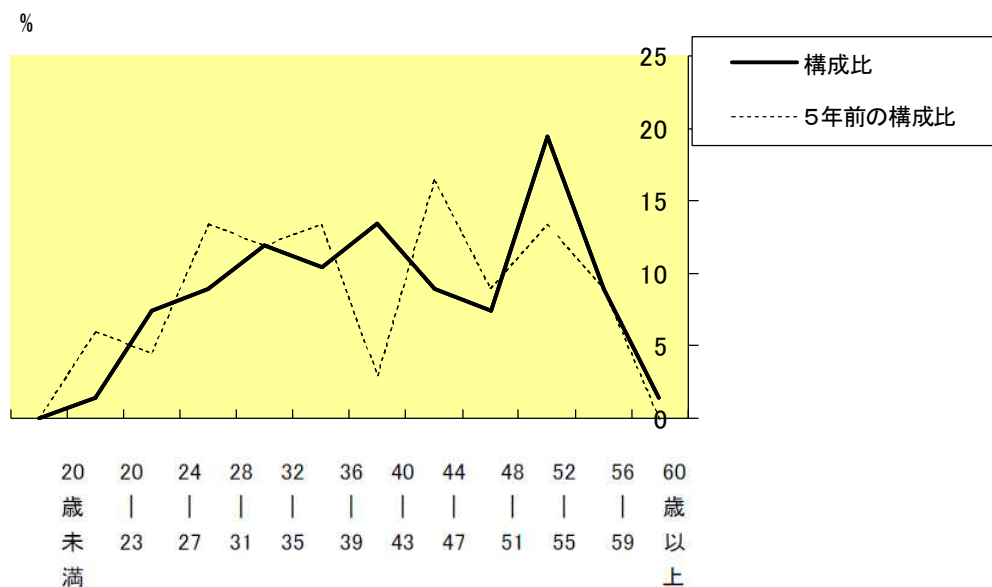
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	2	2		
	総務	19	17	▲ 2	奄美群島広域事務組合・沖縄自然環境事務所の派遣
	税務	3	3		
	農林水産	7	7		
	商工	1	1		
	土木	5	5		
	民生衛生	12	10	▲ 2	定期人事異動による減▲2
普通会計部門	保健衛生	3	5	2	保健師採用による増+2
	計	52	50	▲ 2	＜参考＞ 人口一万当たり職員数 308.45 人 (類似団体の人口一万当たり職員数 225.38 人)
	教育部門	7	7		
	消防部門				
	小 計	59	57	▲ 2	＜参考＞ 人口一万当たり職員数 351.63 人 (類似団体の人口一万当たり職員数 262.95 人)
公営企業会計等部門	病院	2	2		
	水道	1	1		
	下水道	1	1		
	その他	4	4		
公営企業会計等部門	小 計	8	8		
合 計		67 [82]	65 [82]	▲ 2 [82]	＜参考＞ 人口一万当たり職員数 400.99 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	3人	7人	7人	7人	6人	5人	7人	14人	6人	2人	65人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	49	53	53	52	52	50	1 (2.00%)
教 育	6	7	7	7	7	7	1 (14.29%)
普通会計 計	55	60	60	59	59	57	2 (3.51%)
公営企業等会計 計	6	7	6	7	8	8	2 (25.00%)
総合計	61	67	66	66	67	65	4 (6.15%)